

## 規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）

平成17年3月25日  
閣議決定  
（医療法人関係抜粋）

### 目次

#### Ⅱ 16年度重点計画事項

（分野横断的な取組）

主要官製市場等の改革の推進 …… 1

（分野別各論）

医療

#### Ⅲ 措置事項

医療関係

情報 …… 2

事務効率化・IT化 …… 3

診療報酬

経営の近代化、派遣 …… 4

## II 16 年度重点計画事項

### ○主要官製市場等の改革の推進

医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

医療機関相互の競争を促進し、良質な医療サービスが提供されるよう、株式会社による医療機関経営への参入をはじめ医療機関経営の多様化を促すとともに、医療法人が、いわば家族的・閉鎖的経営から脱し、民主的な手続に基づく透明性の向上、複数の医療法人にまたがるグループ経営の実現、規模の経済性の追求によるコスト抑制等により経営の近代化を進められるようにするため、当面、以下の措置を講ずる。

#### (1) 株式会社による医療機関経営への参入等医療機関経営の多様化

##### ① 構造改革特区における株式会社の医療への参入要件の緩和【平成17年度中に措置】

平成16年10月時点で構造改革特区における株式会社の医療への参入に関する認定申請がなかった原因の少なくとも一端は、対象分野が自由診療でかつ高度な医療に限定されていることにある。構造改革特区制度上、構造改革特区での参入状況に基づき全国展開の可否や参入要件等の評価を行うこととされているが、その評価も踏まえ、構造改革特区における株式会社の医療への参入要件について、その見直しも含め検討する。(Ⅲ医療才⑤a)

##### ② 医療法人から医療法人への出資等の容認【平成17年度中に措置】

現在、医療法人は医療法人に出資することはできないとされているが、医療法人制度改革の一環として、これを可能とするとともに、社員としての地位を与え、円滑なグループ経営やネットワーク化を実現し、効率的な医療提供体制を構築する。(Ⅲ医療才⑤b)

#### (2) 持分のない新たな医療法人の創設【平成18年の医療制度改革で措置】

現行の医療法人とは別に、非営利性を更に徹底した持分のない真の意味で民間非営利の医療法人を新たに創設するに当たっては、民主的な手続きに基づく透明性の高い経営、個々の医療法人にまたがるグループ経営、規模の経済性の追求によるコスト抑制と医療事故防止等のノウハウの蓄積、さらには資金調達が多様化・円滑化等を通じ経営の近代化を推進する必要がある。このため、新たに創設する医療法人については、少なくとも株式会社と同等の経営情報の開示や財務の透明性の確保、会計監査の実施、剰余金の使途の明確化、役員報酬の支払基準の開示、及びカルテ等の診療内容に関する情報開示等、徹底した情報開示等を要件に盛り込むとともに、経営に関する住民の参加を促し、住民や地域企業が運営面や資金面で支える開かれた民間非営利の事業体を構築する。(Ⅲ医療才⑥a)

また、そのような新しい医療法人については、他の医療法人への出資を可能とし、円滑なグループ経営・ネットワーク化を実現させるとともに、経営上存続できない自治体病院を始めとした公的医療機関の移譲を積極的に受けることによって、地域の効率的な医療提供体制の構築を図る。(Ⅲ医療才⑥b)

さらに、医業経営に限らず、経営は徹底的な情報公開を通じて実現されるものである。特に、医療サービスは住民にとって不可欠な地域の財産であり、このような医療サービスを提供する主体である医療法人の会計状況を始めとする経営情報の公開は、医療法人の信頼を高めるためにも重要である。このため、医業経営の情報公開を積極的に進める。(Ⅲ医療才⑥c)

### ○医療

公的な医療機関の在り方の見直し

公立を始めとした公的な医療機関の在り方については、医療政策上不可欠で、しかも採算性の低いサービスを提供しているか等を検証することにより、公的支援を継続する必要性を厳しく査定する必要がある。その結果、公的支援を必要としない医療機関やその必要が薄れている医療機関については、廃止又は民間へ移管するとともに、引き続き必要性が認められるものについても、政策医療に特化させる等の措置を講ずることが容易となるような枠組みを整備する。その場合、当該医療機関が果たすべき役割については、都道府県の長が医療計画において明確に定めるよう、措置する。【平成18年の医療制度改革で措置】(Ⅲ医療才⑧)

### Ⅲ 措置事項

#### 【医療関係】

##### ◆情報

事項名	措置内容	実施予定時期		
		16年度	17年度	18年度
○医療提供者に関する徹底的な情報の公開 (総務省、文部科学省、厚生労働省及び関係府省)	医療機関に診療報酬以外の政策的経費などの資源を投入している場合には、その資源の投入効果についての検証が可能となるような情報を公開する。また、公的病院はもちろんのこと、公益性の高い特定医療法人・特別医療法人や国・自治体からの運営費補助や税の優遇を受けている医療機関については、「医療法人運営管理指導要綱」(平成2年3月1日健政発第110号厚生省健康政策局長通知)の平成14年4月の改正などを踏まえ、医療機関の運営実態に関する財務・会計資料などの開示を一層推進する。	逐次実施		
○医療提供者に関する情報の公開(厚生労働省)	<p>「医療保険制度体系及び診療報酬体系にする基本方針について」(平成15年3月28日閣議決定)に示された「患者視点の重視」の趣旨に則り、医療機関が公開すべき情報の内容について、患者の視点に立って情報公開を徹底するよう、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 医療機関が開示する情報を一括りに「広告」と定義するのではなく、(ア)医療機関が「任意」に顧客誘引のために行う「広告」であるか、(イ)患者の選択に資するため、医療機関として患者、地域に対し提示すべき客観的な情報であるかといった観点から整理し、患者視点に立った情報提供の在り方について検討し、結論を得る。</p> <p>b 医療機関の「広告」については、現在のポジティブリスト方式からネガティブリスト方式への転換の検討も含め、現在広告することが認められている内容・範囲の大幅な拡大を引き続き図る。</p> <p>c 患者に対する医療機関の積極的な情報提供が行われるような仕組みの導入や情報の提供の方法について、アの情報の選別・整理とともに、具体的な施策について検討し、結論を得る。</p>	検討・結論	措置	

○広告規制の緩和（厚生労働省）	患者の選択が尊重される患者本位の医療サービスの実現のために、現在の広告規制を見直し、将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、当面は、現在広告が許されている内容・範囲の大幅な拡大を図るとともに（ポジティブリストの積極的拡大）、関係者の要望にもかかわらずポジティブリストへの掲載が困難な場合の説明責任を明確にする。	一部措置済	結論	
○医療機関に関する広告規制の緩和（厚生労働省）	医療機関の広告規制の緩和については、患者保護と患者に対する客観的に検証可能な情報の提供という2つの観点から、今後とも拡大を図り、必要な措置を講ずる。その際、治癒率、生存率、再入院率等についても、その定義・検証方法などの研究を進め、その結果を踏まえて検討し、結論を得る。	措置		

◆事務効率化、IT化

事項名	措置内容	実施予定時期		
		16年度	17年度	18年度
○複数の医療機関による患者情報の共有（厚生労働省）	安全で質の高い患者本位の医療サービスを実現するために、個人情報の保護など一定の条件を備えた上で、患者情報を複数の医療機関で共有し有効活用ができるよう措置する。	一部措置済	逐次実施	

◆診療報酬

事項名	措置内容	実施予定時期		
		16年度	17年度	18年度
○競争政策の観点からの医療費体系の見直し（厚生労働省）	競争政策上のインセンティブという観点から患者に対してより良い医療を提供した者がより評価されるという医療費体系の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	逐次実施		

◆経営の近代化、派遣

事項名	措置内容	実施予定時期		
		16年度	17年度	18年度
○会計基準 (厚生労働省)	医療法人においても、事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、新しい企業会計基準を取り込むことについて早急に検討し所要の措置を構ずる。 【平成16年厚生労働省医政局長通知医政発第0819001号】	措置済 (8月通知)		
○医療機関経営に関する規制の見直し (厚生労働省)	直接金融市場からの調達などによる医療機関の資金調達の多様化や企業経営ノウハウの導入などを含め経営の近代化、効率化を図るため、利用者本位の医療サービスの向上を図っていくことが必要である。このため、今後、民間企業経営方式などを含めた医療機関経営の在り方を検討する。 【平成16年厚生労働省医政局長通知医政発第1025003号】	一部措置済(10月通知)	逐次検討	
○株式会社等による医療経営の解禁 (厚生労働省)	a 構造改革特区における株式会社による医療機関経営の状況等を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。	逐次検討		
	b 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に定める構造改革特別区域においては株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認めるよう、速やかに関係法令の改正を行う。 【構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成16年法律第60号)、平成16年厚生労働省令第144号、第145号、平成16年厚生労働省告示第362号】	措置済 (10月施行)		

<p>○株式会社による医療機関経営への参入等医療機関経営の多様化(厚生労働省)</p> <p><u>重点計画事項</u></p>	<p>a 構造改革特区における株式会社の医療への参入要件の緩和構造改革特区における株式会社の医療への参入に関する認定申請がなかった原因の少なくとも一端は、対象分野が自由診療でかつ高度な医療に限定されていることにある。構造改革特区での参入状況に基づき全国展開の可否や参入要件等の評価も踏まえ、構造改革特区における株式会社の医療への参入要件について、その見直しも含め検討する。</p>		措置	
	<p>b 医療法人から医療法人への出資等の容認医療法人制度改革の一環として、医療法人から医療法人への出資を可能とするとともに、社員としての地位を与え、円滑なグループ経営やネットワーク化を実現し、効率的な医療提供体制を構築する。</p>		措置	
<p>○持分のない新たな医療法人の創設(厚生労働省)</p> <p><u>重点計画事項</u></p>	<p>a 新たに創設する医療法人については、少なくとも株式会社と同等の経営情報の開示や財務の透明性の確保、会計監査の実施、剰余金の使途の明確化、役員報酬の支払基準の開示、及びカルテ等の診療内容に関する情報開示等、徹底した情報開示等を要件に盛り込むとともに、経営に関する住民の参加を促し、住民や地域企業が運営面や資金面で支える開かれた民間非営利の事業体を構築する。</p> <p>b 新しい医療法人については、他の医療法人への出資を可能とし、円滑なグループ経営・ネットワーク化を実現させるとともに、経営上存続できない自治体病院を始めとした公的医療機関の移譲を積極的に受けることによって、地域の効率的な医療提供体制の構築を図る。</p> <p>c 特に、医療サービスは住民にとって不可欠な地域の財産であり、このような医療サービスを提供する主体である医療法人の会計状況を始めとする経営情報の公開は、医療法人の信頼を高めるためにも重要である。このため、医業経営の情報公開を積極的に進める。</p>		平成18年の医療制度改革で措置	

○病院における民間参入の推進 (厚生労働省)	a 国立病院については、廃止、民営化等をするものを除き、平成16年度からの独立行政法人化が進められているが、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について、個別施設の廃止、民営化等を含め、遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。		遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論
	b 社会保険病院、厚生年金病院については、現在、国が施設を設置し、経営は公益法人等に委託して行っている。国自らが施設を設置する必要性は薄れていると考えられる病院については、現状を精査し、私立医療法人への移譲を含む整理合理化等所要の措置を講ずる。		逐次実施
	c 労災病院については、平成16年度から独立行政法人化し、一部について廃止、民営化等をするものとされているが、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について、個別施設の廃止、民営化等を含め、遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。		遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論
○公的な医療機関の在り方の見直し (厚生労働省) <u>重点計画事項</u>	公立を始めとした公的な医療機関の在り方については、医療政策上不可欠で、しかも採算性の低いサービスを提供しているか等を検証することにより、公的支援を継続する必要性を厳しく査定する必要がある。その結果、公的支援を必要としない医療機関やその必要性が薄れている医療機関については、廃止又は民間へ移管するとともに、引き続き必要性が認められるものについても、政策医療に特化させる等の措置を講ずることが容易となるような枠組みを整備する。その場合、当該医療機関が果たすべき役割については、都道府県の長が医療計画において明確に定めるよう、措置する。		平成18年の医療制度改革で措置